

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱

- (平成 18 年(2006 年)3 月 2 日付け 17 コ福第 281 号社会部長通知)
- 一部改正 (平成 18 年(2006 年)7 月 18 日付け 18 コ福第 267 号社会部長通知)
- 一部改正 (平成 19 年(2007 年)3 月 16 日付け 18 地福第 219 号社会部長通知)
- 一部改正 (平成 19 年(2007 年)9 月 25 日付け 19 福政第 76 号社会部長通知)
- 一部改正 (平成 20 年(2008 年)6 月 18 日付け 20 福政第 45 号社会部長通知)
- 一部改正 (平成 21 年(2009 年)6 月 22 日付け 21 福政第 46 号社会部長通知)
- 一部改正 (平成 22 年(2010 年)6 月 17 日付け 22 健福政第 181 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 23 年(2011 年)9 月 2 日付け 23 健福政第 337 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 25 年(2013 年)1 月 31 日付け 24 健福政第 540 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 25 年(2013 年)11 月 27 日付け 25 健福政第 412 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 26 年(2014 年)11 月 14 日付け 26 健福政第 406 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 27 年(2015 年)11 月 30 日付け 27 健福政第 413 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 29 年(2017 年)3 月 1 日付け 28 健福政第 371 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 30 年(2018 年)2 月 28 日付け 29 健福政第 299 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (平成 31 年(2019 年)3 月 7 日付け 30 健福政第 255 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (令和 2 年(2020 年)3 月 11 日付け元健福政第 291 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (令和 3 年(2021 年)3 月 15 日付け 2 健福政第 220 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (令和 3 年(2021 年)11 月 17 日付け 3 健福政第 190 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (令和 5 年(2023 年)2 月 14 日付け 4 健福政第 257 号健康福祉部長通知)
- 一部改正 (令和 6 年(2024 年)1 月 25 日付け 5 健福政第 244 号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の規定により設けられた一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定により設立された社会福祉法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人及び同条第 2 号に規定する公益財団法人、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 1 項の規定により設立された医療法人（知事が特に認めた者を含む。以下同じ。）、日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）による日本赤十字社、NPO 法人等（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）により設立された一般社団法人及び一般財団法人）又は営利法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 3 条に規定する法人）が行う社会福祉施設等施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、社会福祉法人の助成の手続きに関する条例（昭和 32 年長野県条例第 32 号）及び補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の対象となる事業及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助金の対象となる事業	補助率					
	市町村	社会福祉法人	公益法人等	医療法人	日本赤十字社	NPO 等、営利法人
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設の整備	以内	以内	以内	以内	3/4	以内
社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設の整備		3/4				

生活保護法第 30 条に規定する日常生活支援住居施設		3/4				
社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号に規定する事業を行う人権・共生のまちづくり施設の整備	3/4 〔中核市を除く〕					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 4 項に規定する同行援護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 5 項に規定する行動援護を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設の整備		3/4	3/4		3/4	
障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定する就労定着支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する自立生活援助を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する相談支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設及び盲導犬等訓練施設の整備		3/4				
障害者総合支援法第 5 条第 28 項に基づく福祉ホームの整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設の整備		別に定める額				

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う施設の整備		3/4	3/4	3/4	3/4	3/4
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設及び児童発達支援センターの整備		3/4	3/4		3/4	
児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの整備		別に定める額	別に定める額		別に定める額	
児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち児童館及び児童センターの整備で年長児童用整備を伴うもの ただし、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知)に基づき、国へ交付金の申請書を提出し、国から交付決定があった場合に限る	1/3 〔中核市を除く〕	1/3	1/3			
児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室の整備 ただし、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日こ成事第453号こども家庭庁長官通知)に基づき、国へ交付金の申請書を提出し、国から交付決定があった場合に限る	1/3 〔社会福祉法人等の行う整備に対する補助を行う場合 2/9〕					
児童福祉法第6条の3第13項の規定に基づく病児保育事業を実施するための施設の整備 ただし、子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について(令和5年8月22日こ成事第453号こども家庭庁長官)に基づき、国へ交付金の申請書を提出し、国から交付決定があった場合に限る	1/3 〔社会福祉法人等の行う整備に対する補助を行う場合 3/10〕					

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合に限る。)の整備	5/6	5/6	5/6
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合に限る。)の整備	5/6	5/6	5/6

(補助対象経費及び補助額)

第3 第1に規定する補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備(施設整備と一体的に整備されるものの整備であって、知事が必要と認めた整備を含む。)に要する工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)
- (2) 介護用リフト等特殊付帯工事に要する工事費又は工事請負費(知事が必要と認めた施設に限る。)
- (3) 解体撤去に要する工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に要する賃借料、工事費又は工事請負費(知事が必要と認めた施設に限る。)
- (4) スプリンクラー設備等に要する工事費又は工事請負費(既存施設のうち知事が必要と認めた施設に限る。)
- (5) 授産施設等近代化の整備に要する工事費又は工事請負費(知事が必要と認めた施設に限る。)
- (6) 授産施設等の整備に要する工事費又は工事請負費(知事が必要と認めた施設に限る。)
- (7) 放課後児童クラブの整備にあたって新たに土地を貸借する場合に必要な費用
- (8) 病児保育施設の整備にあたって本体工事費以外に別途必要となる設計料

2 対象経費の額は、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(設置主体が社会福祉法人、公益法人等、医療法人、日本赤十字社又はNPO法人である場合にあっては、その他の収入のうち寄附金以外のものの額。)を控除した額とする。

3 補助額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2に規定する補助率が3分の1以内又は9分の2以内の設置主体が行う事業にあっては、別表第1及び別表第2に定める基準額(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)(以下この項において「基準額」という。)と対象経費の額を比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。ただし、別表第1に掲げる地域交流スペース整備費に係る部分の補助額は、基準額と対象経費の額のうち地域交流スペースの整備に係る額を比較していずれか少ない方の額とする。
- (2) 第2に規定する補助率が4分の3以内又は6分の5以内の設置主体が行う事業にあっては、基準額と対象経費の額に補助率を乗じた額とを比較していずれか少ない方の額を補助額とする。ただし、別表第1に掲げる地域交流スペース整備費に係る部分の補助額は、基準額と対象経費の額のうち地域交流スペースの整備に係る額を比較していずれか少ない方の額とする。

4 前年度以前からの継続事業においては、補助額を算定する場合には、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用する。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更(交付決定額の20%以内の減額変更を除く。)しようとするとき又は補助事業の内容のうち次に掲げる事項に係る変更をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けること。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る契約を締結したときは、そのつどその旨を当該契約締結の日から 10 日以内に知事に報告すること。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、国の定める様式に準じて速やかに知事に報告すること。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
また、知事への報告の結果、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業を行う者が市町村である場合にあっては、別に定める様式により当該補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業者が市町村以外である場合にあっては、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、それぞれ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加の価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号（ただし、児童福祉法に基づく施設については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年子ども家庭庁告示第 9 号））に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 市町村以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は財団法人 J K A、若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）第 6 条に基づき指定された土砂災害警戒区域内において、入所施設で定員が 30 人以上の社会福祉施設（以下「大規模入所施設」という。）の施設整備を実施する場合には、別に定める土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備に対する補助金交付の基準によるものとする。

（申請書、関係書類及び提出期限）

第 5 規則第 3 条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等整備事業補助金交付申請書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) 補助事業に係る歳入歳出予算書又は歳入歳出予算見込書の抄本

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

（変更承認の申請等）

第 6 第 4 の規定による報告又は承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 社会福祉施設等整備事業計画変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 社会福祉施設等整備事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 社会福祉施設等整備事業完了期限延長承認申請書
- (4) 補助事業に係る契約を締結したとき 社会福祉施設等整備事業契約締結報告書

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、社会福祉施設等整備事業補助金交付申請取下書を知事に提出して行うものとする。

(工事着工報告)

第8 社会福祉施設等整備事業を行う補助事業者は、工事に着工したときは、着工の日から5日以内に社会福祉施設等整備事業着工報告書により、知事に報告するものとする。

(状況報告)

第9 補助事業者は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに社会福祉施設等整備事業進捗よく状況報告書により知事に報告するものとする。

(実績報告書、関係書類及び提出期限)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 社会福祉施設等整備事業実績報告書

(2) 精算額内訳書

(3) 事業実績報告書

(4) 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日とする。)から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、社会福祉施設等整備事業年度終了実績報告書によるものとし、交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、社会福祉施設等整備事業補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(補助金の精算払)

第12 補助事業者が事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、社会福祉施設等整備事業補助金精算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(事前着手)

第13 補助事業は、原則として交付決定後に着手するものとするが、やむを得ない事由により、交付決定前に着手する必要がある場合には、社会福祉施設等整備事業指令前着手届を事業着手前に知事に提出するものとする。

(返還期限延長申請等)

第14 規則第16条第3項の規定による返還期限の延長申請は、社会福祉施設等整備事業補助金返還期限延長申請書を、返還請求の取消しの申請は、社会福祉施設等整備事業補助金返還請求取消申請書をそれぞれ知事に提出して行うものとする。

(加算金及び延滞金の免除申請)

第15 規則第17条第7項の規定による加算金又は延滞金の免除申請は、社会福祉施設等整備事業補助金返還加算金(延滞金)免除申請書を知事に提出して行うものとする。

(財産処分等)

第16 規則第19条第1項第2号に規定する知事等が指定する機械及び重要な器具並びに同項第3号に規定する知事等が指示する財産は、取得価格又は効用の増加の価格が単価30万円以上のものとする。

2 規則第19条第1項に規定する財産処分の承認申請は、社会福祉施設等整備事業財産処分申請書によるものとする。

なお、具体的な承認の手続き及び基準については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処

分について」(平成20年4月17日付会発第0417001号厚生労働省大臣官房会計課長通知(ただし、児童福祉法に基づく施設については「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和5年6月15日付こ成事第331号・こ支虐第69号子ども家庭庁成育局長・支援局長通知)))に準じるものとする。

- 3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に定めるところによるものとする。

(申請書等の様式)

第17 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の経由及び提出部数)

第18 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄保健福祉事務所(ただし、第2の表に掲げる生活保護法第38条に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設に関する書類について、上田市、東御市及び小県郡にあっては佐久保健福祉事務所)又は所轄地域振興局(第2の表に掲げる社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業を行う人権・共生のまちづくり施設に関する書類に限る。)の長を経由するものとする。

- 2 前項の書類の提出部数は、正副2部とする。

附則

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則(平成18年(2006年)7月18日付け18コ福第267号社会部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年(2007年)3月16日付け18地福第219号社会部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年(2007年)9月25日付け19福政第76号社会部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成20年(2008年)6月18日付け20福政第45号社会部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成21年(2009年)6月22日付け21福政第46号社会部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則(平成22年(2010年)6月17日付け22健福政第181号健康福祉部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則(平成23年(2011年)9月2日付け23健福政第337号健康福祉部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則(平成25年(2013年)1月31日付け24健福政第540号健康福祉部長通知)

(適用期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則(平成 25 年 (2013 年) 11 月 27 日付け 25 健福政第 412 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 第 10 号の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 26 年 (2014 年) 11 月 14 日付け 26 健福政第 406 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 27 年 (2015 年) 11 月 30 日付け 27 健福政第 413 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 29 年 (2017 年) 3 月 1 日付け 28 健福政第 371 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 30 年 (2018 年) 2 月 28 日付け 29 健福政第 299 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 31 年 (2019 年) 3 月 7 日付け 30 健福政第 255 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 2 年 (2020 年) 3 月 11 日付け元健福政第 291 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 3 年 (2021 年) 3 月 15 日付け 2 健福政第 220 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 3 年 (2021 年) 11 月 17 日付け 3 健福政第 190 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 5 年 (2023 年) 2 月 14 日付け 4 健福政第 257 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則(令和 6 年 (2024 年) 1 月 25 日付け 5 健福政第 244 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(別表第 1) (第 3 関係)

種 類	基 準 額
本体工事費	1 定員 1 人を単位とするものは付表 1 に掲げる基準単価に当該施設の定員を乗じて得た額、1 施設を単位とするものは付表 1 に掲げる基準単価として定める額(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)、1 世帯を単位とするものは付表 1 に掲げる基準単価に当該施設の定員(世帯)を乗じて得た額。ただし、(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、それぞれ(1)及び(2)に定める額とし、(3)及び(4)に掲げる場合にあつては、それぞれ(3)及び(4)に掲げる額を加算した額とする。

	<p>(1) 一部改築及び拡張の場合は、社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて（平成 19 年 2 月 15 日社援発第 0215004 号厚生労働省社会・援護局長通知）により算出した額。ただし、人権・共生のまちづくり施設については、地方改善施設整備費における国庫補助金の算定方法等の取扱いについて（平成 18 年 10 月 10 日社援発第 1010002 号厚生労働省社会・援護局長通知）により算出した額とし、児童福祉法に基づく施設については、次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 433 号こども家庭庁成育局長通知）により算出した額とする。</p> <p>(2) 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）別表第 1 に掲げる地域）に所在する付表 2 に掲げる対象施設（以下「積雪寒冷地域体育施設」という。）にあっては、当該付表の基準額として定める額</p> <p>(3) 人口 10 万人以上の市において高層化して整備する場合であって、都市部における社会福祉施設の整備の促進について（平成 19 年 2 月 15 日社援発第 0215006 号厚生労働省社会・援護局長通知）、または都市部における障害児施設等の整備の促進について（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 434 号こども家庭庁成育局長通知）に定める基準に適合する整備を行う場合は、上記に定める方法により算定された額に 0.08 を乗じて得た額</p> <p>(4) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、障害福祉関係施設（障害児施設を除く）にあっては国が定める基準単価表のうち都市部の補助基準額を適用し、その他の施設（障害児施設を含む）にあっては上記に定める方法により算定された額に 0.08 を乗じて得た額</p> <p>2 1 の規定にかかわらず、大規模な修繕その他特別な整備を必要とする場合は、別に定めるところにより知事が承認した額 ただし、共同生活援助を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、共同生活援助を行う施設の基盤整備を図るための改修工事のうち 1 施設の総事業費が 30 万円以上 1,000 万円以内（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は、1,200 万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は 200 万円以内）のものについては、次のいずれか低い方の額 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り (2) 工事請負業者の見積り</p>
介護用リフト等特殊付帯工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
解体撤去工事及び仮設施設整備工事費	ただし、共同生活援助、短期入所及び障害福祉サービス事業等を行う施設にスプリンクラー設備等のみを整備する場合は、見積額と相見積額とを比べて低い額と付表 3 に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額
スプリンクラー設備等工事費	
授産施設近代化整備工事費	
授産施設等整備工事費	
地域交流スペース整備費	
補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設及び盲導犬等訓練施設の整備費	

(付表 1)

定員 1 人、1 施設又は 1 世帯当たり基準単価

(単位：円)

施設の種別	単 位	補助率が4分の3以内である場合の単価 (下段は国が定める基準単価表のうち都市部の補助基準額)	補助率が6分の5以内である場合の単価 (下段は国が定める基準単価表のうち都市部の補助基準額)
救護施設			
本体	定員1人	6,200,000	6,890,000
初度設備相当加算	定員1人	95,000	105,000
個室整備加算	定員1人	433,000	481,000
更生施設			
本体	定員1人	6,200,000	
初度設備相当加算	定員1人	95,000	
個室整備加算	定員1人	433,000	
宿所提供施設			
初度設備相当加算	定員1人	2,130,000	
授産施設			
初度設備相当加算	定員1人	2,670,000	
初度設備相当加算	定員1人	95,000	
社会事業授産施設			
初度設備相当加算	定員1人	2,670,000	
初度設備相当加算	定員1人	95,000	
日常生活支援住居施設			
初度設備相当加算	定員1人	2,130,000	
初度設備相当加算	定員1人	95,000	
人権・共生のまちづくり施設			
本体	1施設	97,500,000	
初度設備相当加算	1施設	1,700,000	
デイサービス事業のための訓練室等の整備加算	1施設	21,700,000	
初度設備相当加算	1施設	1,960,000	
デイサービス事業のうち給食部門の整備加算	1施設	20,100,000	
初度設備相当加算	1施設	817,000	
療養介護			
本体			
利用定員 20人以下	1施設	103,900,000	
21～40人	1施設	109,100,000	
41人～60人	1施設	208,800,000	
61人～80人	1施設	219,200,000	
81人～100人	1施設	347,900,000	
101人～120人	1施設	365,200,000	
121人以上	1施設	489,600,000	
就労・訓練事業等整備加算	1施設	514,100,000	
大規模生産設備等整備加算	1施設	630,000,000	
短期入所整備加算	1施設	661,500,000	
発達障害者支援センター整備加算	1施設	770,300,000	
		808,800,000	
		910,700,000	
		956,200,000	
		44,100,000	
		46,200,000	
		145,100,000	
		152,300,000	
		12,000,000	
		12,600,000	
		13,900,000	

就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	1 施設	14,600,000	
		9,900,000	
		10,300,000	
居宅介護整備加算	1 施設	6,610,000	
		6,940,000	
避難スペース整備加算	1 施設	38,300,000	
		40,200,000	
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援			(生活介護・自立訓練)
本体（日中活動部分）			
利用定員 20人以下	1 施設	57,100,000	63,500,000
		60,000,000	66,600,000
21～40人	1 施設	115,100,000	127,900,000
		120,800,000	134,200,000
41人～60人	1 施設	192,300,000	213,600,000
		201,900,000	224,300,000
61人～80人	1 施設	270,000,000	300,000,000
		283,500,000	315,000,000
81人～100人	1 施設	348,000,000	386,600,000
		365,400,000	406,000,000
101人～120人	1 施設	424,900,000	472,100,000
		446,100,000	495,700,000
121人以上	1 施設	502,900,000	558,800,000
		528,000,000	586,700,000
施設入所支援整備加算 及び本体(宿泊型自立訓練)			(生活介護・自立訓練)
利用定員 20人以下	1 施設	46,000,000	51,100,000
		48,300,000	53,600,000
21～40人	1 施設	92,900,000	103,200,000
		97,500,000	108,300,000
41人～60人	1 施設	155,400,000	172,600,000
		163,100,000	181,200,000
61人～80人	1 施設	218,900,000	243,200,000
		229,800,000	255,300,000
81人～100人	1 施設	281,200,000	312,500,000
		295,200,000	328,000,000
101人～120人	1 施設	344,700,000	383,000,000
		361,800,000	402,000,000
121人以上	1 施設	407,200,000	452,500,000
		427,500,000	475,000,000
就労・訓練事業等整備加算	1 施設	44,100,000	49,000,000
		46,200,000	51,400,000
大規模生産設備等整備加算	1 施設	145,100,000	161,200,000
		152,300,000	169,200,000
短期入所整備加算	1 施設	12,000,000	13,300,000
		12,600,000	14,000,000
発達障害者支援センター整備加算	1 施設	13,900,000	15,500,000
		14,600,000	16,200,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	1 施設	9,900,000	11,000,000
		10,300,000	11,500,000
居宅介護整備加算	1 施設	6,610,000	7,350,000
		6,940,000	7,710,000
避難スペース整備加算	1 施設	38,300,000	42,500,000
		40,200,000	44,600,000

増築整備（既存施設の現在定員の増員）	1 施設	28,600,000 30,000,000	
短期入所（短期入所のための整備の場合）	1 施設	14,500,000 15,200,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援 （各事業のための整備の場合）	1 施設	9,900,000 10,300,000	
居宅介護（居宅介護のための整備の場合）	1 施設	6,610,000 6,940,000	
共同生活援助 本体 利用定員 4人～10人	1 施設	27,100,000 28,500,000	
短期入所整備加算	1 施設	12,000,000 12,600,000	
エレベーター等設置整備加算	1 施設	2,150,000 2,250,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	1 施設	9,900,000 10,300,000	
居宅介護整備加算	1 施設	6,610,000 6,940,000	
避難スペース整備加算	1 施設	38,300,000 40,200,000	
避難スペース整備（避難スペースのための整備の場合）	1 施設	38,300,000 40,200,000	
補装具製作施設	1 施設	14,500,000 15,200,000	
聴覚障害者情報提供施設	1 施設	66,600,000 69,900,000	
盲導犬訓練施設	1 施設	179,900,000 188,800,000	
点字図書館	1 施設	49,400,000 51,800,000	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 本体 利用定員 20人以下	1 施設	103,930,000 109,126,000	115,455,000 121,227,000
21～40人	1 施設	208,722,000 219,159,000	231,986,000 243,585,000
41人～60人	1 施設	347,979,000 365,377,000	386,642,000 405,975,000
61人～80人	1 施設	489,712,000 514,197,000	544,100,000 571,305,000
81人～100人	1 施設	630,153,000 661,660,000	700,157,000 735,165,000
101人～120人	1 施設	770,377,000 808,897,000	856,000,000 898,800,000
121人以上	1 施設	910,711,000 956,247,000	1,011,841,000 1,062,433,000
就労・訓練事業等整備加算	1 施設	44,049,000 46,252,000	49,003,000 51,453,000
大規模生産設備等整備加算	1 施設	145,072,000 152,325,000	161,227,000 169,288,000

短期入所整備加算	1 施設	11,955,000	13,355,000
		12,552,000	14,022,000
発達障害者支援センター整備加算	1 施設	13,893,000	15,508,000
		14,587,000	16,283,000
障害児相談支援整備加算	1 施設	9,930,000	10,985,000
		10,426,000	11,535,000
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	1 施設	6,613,000	7,345,000
		6,943,000	7,712,000
小規模グループケア整備加算	1 施設	21,324,000	23,693,000
		22,390,000	24,878,000
避難スペース整備加算	1 施設	38,341,000	45,541,000
		40,258,000	44,668,000
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 本体			
利用定員 20人以下	1 施設	57,189,000	
		60,048,000	
21～40人	1 施設	115,131,000	
		120,888,000	
41人～60人	1 施設	192,244,000	
		201,856,000	
61人～80人	1 施設	270,111,000	
		283,617,000	
81人～100人	1 施設	347,979,000	
		365,377,000	
101人～120人	1 施設	424,876,000	
		446,121,000	
121人以上	1 施設	502,959,000	
		528,106,000	
訓練事業等整備加算	1 施設	44,049,000	
		46,252,000	
大規模訓練設備等整備加算	1 施設	145,072,000	
		152,325,000	
短期入所整備加算	1 施設	11,955,000	
		12,552,000	
発達障害者支援センター整備加算	1 施設	13,893,000	
		14,587,000	
障害児相談支援整備加算	1 施設	9,930,000	
		10,426,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	1 施設	6,613,000	
		6,943,000	
避難スペース整備加算	1 施設	38,341,000	
		40,258,000	
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	1 施設	28,648,000	
		30,081,000	
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	1 施設	9,930,000	
		10,426,000	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	1 施設	6,613,000	
		6,943,000	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	1 施設	38,341,000	
		40,258,000	

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の1/2以内で知事が必要と認めた額であるこ

と。

- 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、当該サテライト型救護施設に救護施設の基準を適用する。
- 3 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(付表2)

積雪寒冷地域体育施設

(単位:円)

対象施設	基準額
次に掲げる施設の体育施設 救護施設 更生施設	1施設当たり 50,700,000 ただし、第2に規定する補助率が5/6以内である設置主体が行う事業にあつては1施設当たり56,300,000とする。

(付表3)

共同生活援助、短期入所及び障害福祉サービス事業等を行う施設の sprinkler 設備工事 (単位:円)

対象面積	基準単価	消火ポンプユニット加算
sprinkler 整備を設置することを要する部分の床面積	23,400 (1平方メートル当たり)	3,090,000 (平米数関係なし)

障害児入所施設の sprinkler 設備工事 (単位:円)

対象面積	基準単価 (1平方メートル当たり)	消火ポンプユニット加算 (1施設あたり)
sprinkler 整備を設置することを要する部分の床面積	22,500 43,500 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建ての場合)	3,327,000

児童発達支援センター (床面積が6,000㎡以上) の sprinkler 設備工事 (単位:円)

対象面積	基準単価 (1平方メートル当たり)	消火ポンプユニット加算 (1施設あたり)
sprinkler 整備を設置することを要する部分の床面積	10,500	—

(別表第2) (第3関係)

1 創設等の場合の基準額

(単位:円)

施設の種別		面積等	基準額
児童厚生施設	児童館	217.6平方メートル以上	46,998,000
	児童センター	336.6平方メートル以上。 ただし、大型児童センターについては、500平方メートル以上	70,800,000 〔大型児童センターにあつては 94,464,000〕
	放課後児童クラブ室の整備を行う場合の加算 (小型児童館を増築して児童センターとする場合を除く。)		9,960,000

	初度設備を施設と一体的に整備する場合の加算（小型児童館を増築して児童センターとする場合を除く。）		<p style="text-align: right;">3,717,000</p> <p style="text-align: center;">〔改築にあつては〕</p> <p style="text-align: right;">1,239,000</p>
放課後児童クラブ室	創設及び改築	本体工事費	<p style="text-align: right;">31,298,000</p> <p style="text-align: center;">〔「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知）第1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における場合にあつては</p> <p style="text-align: right;">62,596,000〕</p> <p>ただし、一部改築に係る基準額は、別に定めるところにより知事が承認した額</p>
		賃借料加算	7,271,000
		特殊付帯工事費	18,833,000
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,661,000</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,473,000</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額</p>

	拡張	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額。ただし、創設及び改築に係る基準額の2分の1を上限とする。
		賃借料加算	7,271,000
		特殊付帯工事費	18,833,000
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	42,509,000 ただし、一部改築に係る基準額は、別に定めるところにより知事が承認した額
		設計料加算 (本体工事費以外に別途必要となる設計料)	2,125,000
		環境改善加算 (子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用)	5,015,000
		地域の余裕スペース活用促進加算 (公営住宅、公民館等を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用)	4,388,000
		特殊付帯工事費	17,927,000
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,625,000 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,675,000 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額
	拡張	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。

	設計料加算 (本体工事費以外に別途必要となる設計料)	本体工事費の5%
	環境改善加算 (子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用)	5,015,000
	特殊付帯工事費	17,927,000

2 大規模な修繕等の場合の基準額

(単位:円)

対 象 施 設	基 準 額	
児童厚生施設	別に定めるところにより知事が承認した額	
放課後児童 クラブ室	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
	特殊付帯工事費	18,833,000
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額
病児保育施設	本体工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
	特殊付帯工事費	17,927,000
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、別に定めるところにより知事が承認した額